

教員向け 生成AI 利用ガイドライン（授業運営、学修評価）

ChatGPTをはじめとする生成AIは急速に発展し、大学教育において学修支援、教材作成、事務の効率化など幅広い活用可能性を持つ一方、誤情報、著作権、個人情報、学修評価の妥当性など多くの課題も指摘されています。

本ガイドラインは、本学における授業運営・学修評価において、生成AIを適切に扱うための基本方針を示すものです。

1. 基本方針

1. 学生の主体的な学びを損なわないことを最優先とする。
AIの出力をそのまま成果物として提出することは学修の本質に反し、不適切である。
2. 授業ごとに生成AI利用の可否・範囲を明示する。
生成AIの利用によってレポート等を作成することが考えられるため、教員が生成AI利用の明確な方針を示すことが望ましい。
3. 生成AIの利用にはリスクがあることを前提に、教育的観点から適切な対策を講じる。
誤情報・偏った情報・著作権・個人情報・機密情報の扱いについて教員自身が理解し、授業に反映する。

2. 授業における留意点

(1) 生成AI利用ルールの明示

初回授業で次の内容を可能な限り明示してください。

- 生成AIの利用をどの程度まで認めるか（「禁止」も含む）
- （利用を認める場合）利用可能な具体的場面（例：構成案作成は可、本文作成は不可等）
- （利用を認める場合）利用した場合の記載方法（生成AIの名称・利用日・利用目的・利用箇所等）

(2) 評価方法の工夫

文部科学省は、生成AI利用を前提とした新たな評価手法の必要性を指摘しています。

例えば次のような併用が想定されます。

- 口述試験
- 授業内小テスト
- 生成AI利用部分と学生自身の考察部分の区別を明確にさせる

(3) 学生への倫理教育

生成AIの限界とリスクを学生に理解させることが大切です。

- 誤情報やバイアスの存在
- 出力内容の真偽確認の必要性
- 著作権と剽窃のリスクの存在
- 個人情報や機密情報を入力禁止

(4) 技術的・法的リスクへの対応

- 誤情報・バイアス：生成AIの回答には虚偽・バイアスが含まれる可能性があるため、学生には出力の裏付けを求め、教員自身も教材作成時は確認作業を行ってください。
- 個人情報・機密情報：生成AIによっては入力内容が学習に利用され、第三者への出力に含まれる場合があるため、研究データ、学生の個人情報、内部資料、未公表データを生成AIに入力してはいけません。

- 著作権：他者の著作物を生成 AI に入力する際は著作権侵害の可能性に十分注意してください。
授業内の利用は著作権法第 35 条により一定範囲で許容されます、学外公開（例：Web 掲載）は許諾が必要となります。

3. 生成 AI の教育的活用が有効な場面例

文部科学省が示す利活用例を踏まえ、次のような場面では生成 AI の利用が教育効果の向上に寄与し得ます。

- ブレインストーミング、論点整理
- 情報収集支援
- 文章構成や表現の改善など文章作成補助
- 翻訳の補助
- プログラミングの補助
- 教材のたたき台作成や例示案の作成
など。

参考資料：

文部科学省高等教育局「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて」（令和 5 年 7 月 13 日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2023/mext_01260.html